

東京多摩郡福生町役場

[illegible]

昭和三十五年六月

第三回福生町議会定例会々議録



第三回福生町議会定例会々議録

一 昭和三十五年六月二十八日第三回福生町議会定例会を福生町役場会議室に招集された

一 本招議員は次の通りである

一番清水与市 二番西村光人 三番有藤真一
四番吉田 青五 番中西虎藏 六番山下幸三
七番米泉 薫八 番高水惣八 九番渡辺継二郎
十番石川信義 十一番磯村武夫 十二番細判晋一
十三番山下久吉 十四番村野 弘 十五番平井賢治
十六番有藤 博 十七番大久保一郎 十八番渡井 明
十九番高橋千春 二十番岸 茂 二十一番田村祐一
二十二日笠本益夫 二十三番高橋彦市

一 本招議員は次の通りである

本招議員はなし

一出席議員は次の通りである

出席議員は次招議員と同じである

一欠席議員は次の通りである

欠席議員は次招議員と同じである

一議会事務局の職員は次の通りである

事務局長上野重勝 書記生子国利

一地方自治法第百五条の規定により、会議事件説明のため出席を求めたものは次の通りである

町長瀬古清蔵 助役川窪金吉 収入役大野忠一
総務課長貫井長代次 土木課長橋本孝蔵 税務課長高木求
民生課長森田 盛 産業課長町田倍二 教育長橋本兵五郎
水道課長古谷徳男

一今日の議事日程は次の通りである

日程第一 契約締結同意方について

(議案第四十三号)

日程第二 契約締結同意方について

(議案第四十三号)

日程第三 町有財産処分について

(議案第四十四号)

日程第四 河川改修工事について

(議案第四十五号)

日程第五 補助道改修工事について

(議案第四十六号)

日程第六 町営住宅建設について

(議案第四十七号)

日程第七 福生町消防団条例の一部改正について

(議案第四十八号)

日程第八 請願書の受理について

日程第九 監査委員の選任について

(議案第四十九号)

一今日の会議事件は次の通りである

議事日程に同じである

開会午後 時 分

一議長(高橋彦市) これより本会議を開きます

一議長(高橋彦市) 日程第一 議案第四十三号 契約締結同意方についてを上げ

程いたします

一助役(川窪金三) 水道事業の契約締結同意方ですがその一つは宮本橋から田村酒蔵の前を通り、古奈屋前よりヤナキ五号線に通ずる排水管の工事の資材の購入であつて、これについてには百耗管をえつて総延長が二四五米あり消火栓を五ヶ所つくとする事で五月二十八日に、これに対し三者をえつて入れした所、百七十六万七千三百四十五円をえつて落れした訳です。

その二ですすがやはり中福生から熊野橋を通り中福生会館のあたりまで来てゐる本管に接続させる訳で、総延長が五百五十三米あり七十五米と五十耗管で消火栓を五ヶ所程作る事になつています。これえ五月二十八日に日華商会と九十二万で仮契約した訳です。

その三ですがこれえやはり熊川地区の補助道三号線並に武蔵野地区の排水管工事でこれは森田誠里氏のそばの

五日市線の踏切から拝島駅に向つ拝島の踏切にソなる間でこれは百耗管で九百三十三米、後は五十耗管で三百三十三米、消火栓を三ヶ所作るとする事で六月八日に三者により入れした所、太三機工株式会社の八十九万五千五百七十四で落れし仮契約した訳です。

その四ですがかねてから要望されてゐた拝島駅の東側の排水工事ですがこれは四者により入れした所久保田鉄工株式会社は三十二万一千九百七十四で落れしてゐます。この延長は百耗管を用い二百四十五米程あります。七十五耗と五十耗管を使い四百三十三米あり、これは日光橋迄に都営住宅があるがその部落に通ずる管で資材を購入した訳です。その五ですが流量記録積算計の購入ですが現在多分△△の水渠ですがここに流量記録計がなつのでここに一個つけ又今回のオニ浄水場の一個とで計二台購入したいと思つ四月

三十日に契約した訳ですが、これは吉沢精機株式会社
の製品であり外にえなかが川崎市、東京都の水道を作っ
てゐる所ではたゞかい吉沢計器のものを使つてゐる、
二に見積を取り交渉した結果四十二万九千円と三十九万
一円六百日と言う金額なんですがこの機械の性質は同じ
だが大きさの異で金額が違います。吉沢工業株式会社と
仮契約をしてゐる訳です。既成品なので四月二十八日

に仮契約をして八月十日後でないといふ出来なうと言う事で
八月十日迄に付出来ると思つてゐます。

以上一から五までですが拡張工事にとえなう多分口をのぞ
く所の配水管工事の資材の購入等の締結同意方です
が血數々御審議お願いします。

一議長(高橋秀市) 本件については一から三まで前厚生委員会で審議さ
れその間その五については改正後の委員会でも審議されて

いますのでその三迄を前委員長に報告御願ひします。

一十番(石川信義) 議案が四イテ号の内その一その二については地元より

請願が出されその請願に基き当委員会として町の計
画にあてはめ地元の大きな協力によりその一その二につ
いては委員会です承した訳です。

その三とその四については当時委員会として工事をする
と言う決定を見長訳ですが入札については新しい厚生
委員長から説明があると思ふがこの工事の進め方としては
決定した訳です。その五については理事者の説明の通り
どうして必要なので委員会としては決定した訳です。

一議長(高橋秀市) 續りてその四、その五について新厚生委員長より報告
願ひます。

一五番(中西房藏) 前厚生委員長の説明を補助的に説明します。

その四については日光街道と日光橋の間の材料を購入し速に

完成いたしましたと思ひ入れした訳です、その後については先
程理事者から説明のあつたようにこれは注文によつて早くから
注文していただくが、いよ／＼本格的になつて来てここに契
約締結の同意をいたした訳です、血數く御審議願ひます、
〔議長(高橋彦市) 本件に御意見ありませんか

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

〔議長(高橋彦市) 異議ないので、〆四十二号議案は原案通り決定します

〔議長(高橋彦市) 議案〆四十三号契約締結同意方についてを上程いたし
ます〕

〔助役(川窪金造) これは〆一〆二プールとえ当初予算に計上してある訳で
すが六月になつて入れする段階になりたま／＼議長選挙
もあり一度都の森技師に御願ひした訳ですがあまり
に理想的な事を言つて立派なのを作つてしまつたので

当町として〆羽村程度ではないかと言う事になり
羽村を参考に沢井技師に設計させ、大訳で町理事者とし
てお詫びしますが何れにしても〆一〆二と〆三〆五米幅一
米五で六コースのプールを作つてこの七月一杯今年度使用
出来ると言う事で後契約した訳でその一については六月三日
七者に於て入れした所、七月三日が工期となつてゐる訳で
これに対して便所とか脱衣等は一応はぶき、プールその
れのとシヤワー等で後は外柵工事は別にしたいと思つ
てゐます、又便所、脱衣所等においては校舎に近ソので
はぶいてえよつと思つてゐます、

その二に対しては〆二小學校のプールで六月六日に七者によつ
て入れし八月十日に作り上ると言う事で小島組に御願
ひしてある訳です、これ〆便所、脱衣所、外柵等に
対して〆一〆二除外する考へです、

場所は〆一は校庭
ト

に作れた筈ですが、オニは対しては考えていた所は表の東側又は西側だと思います。ソレが校庭に百米のコースが出来なくなるという事で、今後児童を増え校庭をせまうすると言う事はどうかと思ひ色々総務委員会又学校と相談した結果現在校庭の東側に四米の道路があるがその東側に石川弥八郎さんの土地があります。そこで作ると言う事になりまして、又石川さんから借りまして坪数は二百十一坪、合二勺で従来その午前に二棟教員住宅があるが、これ石川さんの土地で福生町で借りておつたんですが非常に古く、一棟こわし一棟は新しい土地に引いてソレだきプールを作ると言う事で総務委員会でも了承され、交渉して色々妥つてソレだき又地本議員にも非常にお滑折りを願つてソレだき厚く御礼申し上げます。

以上ですがその一に於ては福生建設に於て百九十五万円で落

れしてきます。

オニ小におつては今の地面を掘つて作りオニ小においては地面より上に作ると言う事で、これは排水の関係で設計上金額の相違が出て来ている筈です。

以上四イ三イの議案の説明を終わります。これに対して総務委員長から今迄の経過を報告されれば幸と思ひます。

一議長(高橋嘉市) 本件については総務委員会で討議されているので、前委員長に説明をお願いします。

一三番(田村祐二) ただ今理事者の説明の通りで何れ補足する事えありませんので、宜敷く御審議を願ひます。

一議長(高橋嘉市) 本件は原案通り決するに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋嘉市) 御意見なしと認め本件は原案通り決定いたします。

一議長(高橋彦市) 議案第百四号所有財産処分についてを上程します。

一事務局長(上野宣勝) 朗 読

一助役(川澄金彦) 所有財産処分についての議案ですが先程プールの問題について説明した通り石川さんかう借りてる坪数に現在二棟敷員仕定が建つていますが一棟は十一坪七合五勺、一つは二十七坪七合五勺あつたんですが十一坪七合五勺と言う方をプールを作る関係上新しく石川さんより、償借り受けたい百十一坪に移し、二十七坪七合五勺の方は比常に老朽している関係上引つておきであり又今後の敷員仕定についておそう言う古いのを移してもしようがないと言う総務委員会の意見であり一応処分したらどうかと言う事でここに処分について提案いたした訳で木造平屋建一棟九十一坪七合五勺、二十七坪七合五勺で取りこわした方に、おんで居た方には一の一の敷員仕定があつてゐる関係上そちらに

三官新正

いつていたが、田舎にすんでいますので、宜敷く御審議をお願いいたします。

一議長(高橋彦市) 本件について先総務委員会においてお討議していただきますので、前委員長より説明願います。

一主査(田村祐二) 大受失礼ですが理事者の説明の通りでありますので御了承願います。

一議長(高橋彦市) 本件に対して御意見ありませんか。(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋彦市) 御異議なしと認め本件は原案通り決定いたします。

一議長(高橋彦市) 議案第百五号河川改修工事についてを上程いたします。

一助役(川澄金彦) この問題については今迄協議会等に於て説明したとお聞かします。これは一、二、三の街路について工事は昨年かうな

都においてこれをするという事にあつていきますがその概要としてただ今迄町長が都と折衝していただいている訳ですが本年度舗装工事として十五米になつてゐる都合について、すなはち片倉工業から牛浜の四号線迄の所の舗装でそれについて一千五百万円程の予算を取つてゐます。尚それに対する所の排水路については一千万円程で都の方で作るようです。

それから先については町費を充て、しなればならぬ事になつてゐて青梅橋より下の川までの排水管ですがその街路から流れる排水路と水と又この辺一帯は土地が低いので浸水してゐる現況で自治会館の堺の都道を堺にして三号橋といふ迄の計算をしてそこに今後ひき落して行なうと言ふ関係上非常に大きな管を埋設しなければならぬといふ事になつたのですが、こゝした街路等の関係もあり、青梅

橋より下の熊川掘までの間の工事で非常に難工事であり、延長一七五米で一米五センチの管を入れるので一番深い所で約六米掘らなければならぬので土の出し場がなつと言う事と深くなるので近くに二軒程家があるが、危険をとえなうと言う難工事で補助の対象として七百万円程都で補助すると言う事で一応補助金額としては割のよい仕事になつてゐるので、こゝ言う事で工事を施行したいと思つてゐますが、今回は事業決定でありますので、宜敷く願ひします。

一議長(高橋彦吉) 本件については建設委員会でも審議してゐるので、前建設委員長から説明をお願いします。

一(番米泉憲) 議案が四五号については六月九日の午前十一時より建設委員会を開催いたしまして、本件について慎重審議をしますが、今説明のあつた通り特にこれは新しい道路及びその他の関係から、たいたい一五五〇番通の人なら立てる程度の